

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に従い、経済産業省における法令適用事前確認手続に関する細則を次のように制定する。

平成13年5月31日

経済産業大臣 平沼 赳夫

経済産業省における法令適用事前確認手続に関する細則

1. 趣旨

本細則は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が特定の経済産業省所管法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ確認するための照会に対して、法令の施行を担当する課等の長の職名で回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

2. 定義

この細則において「課等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 経済産業省組織令（平成12年政令第254号）及び経済産業省組織規則（平成13年経済産業省令第1号）並びに経済産業省職制規程（平成13・01・06企第1号）、資源エネルギー庁職制規程（平成13・01・06資庁第1号）、特許庁職制規程（20010106特許1）及び中小企業庁職制規程（平成13・01・06中庁第1号）における課
- ② 経済産業省職制規程第6条並びに中小企業庁職制規程第4条の規程に基づき置かれる参事官付
- ③ 経済産業省職制規程第7条第1項及び第8条第1項、資源エネルギー庁職制規程第5条第1項及び第6条第1項、特許庁職制規程第5条及び第6条第1項並びに中小企業庁職制規程第5条第1項及び第6条第1項の規程に基づき課に準ずる組織としてお

かれる室

- ④ 課に準ずる組織として大臣官房総務課長が定めるもの

3. 対象

(1) 対象法令（条項）の範囲

経済産業省における本手続の対象となる法令（条項）は、経済産業省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって1.の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- ③ 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合（当該条項が届出、登録、確認等の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合を含む。）

(2) 対象法令（条項）の公表

本手続の対象となる法令（条項）及び各法令（条項）を担当する課等については、一覧表を作成し、経済産業省のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法令改正等の事情変更があった場合には、これを随時見直すこととする。

4. 照会

(1) 照会窓口

照会窓口は、各法令（条項）を担当する課等とする。具体的には、3.（2）の規定に従い経済産業省のホームページで公開した各法令（条項）を担当する課等において

別添 1 の照会様式に従った照会（電子的手法を含む。）を受け付けるものとする。

なお、課等の長は、照会の内容が当該課等の所管する法令（条項）以外に関するものであった場合は、その旨を照会をした者に通知することとする。この際、照会を受けた課等の長は、当該照会内容に関する法令（条項）の担当の課等又は担当府省が明らかな場合はこれを明示することとする。

(2) 照会者等の資格要件

担当の課等の長は、次に掲げる全ての資格要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）又はその代理人（以下「照会者等」という。）からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- ② 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 当該法令（条項）の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者等の見解及びその結論を導き出す論拠を示していること。
- ④ 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。なお、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合に、照会者名が公表されることに同意していること。

なお、課等の長は、上記の資格要件を備えていない照会者等から照会があった場合、資格要件を備えていない旨及び備えていない資格要件の内容を照会者等に通知することとする。

(3) 照会の内容及び回答の内容の公表の遅延

照会者等が照会書に、6. に掲げる公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記している場合、課等の長は速やかにその内容を検討し、遅滞なくその諾否を5. に掲げる回答期間内に、照会者等に対し通知するものとする。この場合において、課等の長は、5. に掲げる回答を行うまでに照会者等が照会の取り下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意することとする。

(4) 照会書の補正

課等の長は、(2)の要件を満たしている照会に関し、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者等に対して照会書の補正を求めることができる。この場合において、当該

補正に要した期間は、５．に掲げる回答期間に含まないものとする。

(5) 照会の取り下げ

課等の長は、５．に掲げる回答を行うまでの間に照会者等から照会の取り下げの申出があった場合、５．の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は、行わないものとする。この場合において、当該照会については、６．の規定は適用しない。

(6) 照会台帳の整備

照会事案を管理し、適正かつ円滑な運用を図る観点から、課等の長は、(2)の要件を満たしていると判断した場合、速やかに別添２の照会台帳に照会者名等を記入することとする。

５． 回答

(1) 回答期間

課等の長は、照会者等からの照会書が照会窓口に到達してから、３０日以内に照会者等に対する回答を行わなければならないものとする。

(2) 回答期間の延長

慎重な判断を要する場合、担当の課等の事務処理能力を超える多数の照会により業務の著しい支障が生じる場合等合理的な理由により、３０日以内に回答を行うことができない場合には、課等の長は、照会者等に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面（電子的方法を含む。）により通知しなければならない。

(3) 回答の方式

課等の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象法令（条項）の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を、課等の長の職名で別添３の様式により回答する。ただし、照会者等が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、当該回答は、その根拠となる当該照会対象法令（条項）の解釈を示して行うものとする。

(4) 回答を行わない事案

課等の長は、以下に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課等の長は、照会者等に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を通知することとする。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
- ② 類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申し立て）の対象となっている場合
- ③ 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等ありふれた事案に関する照会又は既に経済産業省のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会である場合

6. 照会及び回答の内容等の公表

(1) 公表内容

照会及び回答の内容は、公表を行うべき時期に達した時は経済産業省のホームページにおいて、原則として、これをそのまま公表するものとする。また、照会者の同意がある場合は、照会者名を公にすることができる。

ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成10年法律第150号）に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

(2) 公表を行うべき時期

公表は、原則として、回答を行ってから30日以内に行う。ただし、以下に掲げる場合は30日を超えてから公表を行うことができるものとする。

- ① 照会者等が公表の遅延を希望し、照会書に公表の遅延を希望する理由及び公表可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合。ただし、この場合においても課等の長は必ずしも照会者等の希望する時期まで公表を遅延するものではなく、公表を遅延する合理的理由が消失した場合には、公表する旨を照会者等に通知した上で公表することができることとする。
- ② 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合。

附 則

この細則は、平成１３年６月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３０日経第６号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月１７日経第１号）

この訓令は、平成１７年３月３１日から施行する。

附 則（平成１９年１１年１５日経第２号）

この訓令は、平成１９年１２月１日から施行する。